

# 白神山地世界遺産地域 管理計画

平成25年10月

環境省  
林野庁  
文化庁  
青森県  
秋田県

## 目 次

1. はじめに	1
2. 目的	2
3. 遺産地域の概要	3
(1) 総説	3
(2) 位置等	3
(3) 自然環境	4
(4) 社会環境	6
4. 管理の基本方針	8
(1) 管理の目標	8
(2) 管理体制	8
(3) 地域区分による管理	8
5. 管理の方策	10
(1) 生態系の保全	10
(2) 遺産地域の適正な利用	14
(3) 巡視活動	15
(4) 生態系の保全に配慮した施設整備・管理	15
(5) 環境教育、情報の発信と普及啓発	15
(6) 調査研究・モニタリング	16
(7) 関係行政機関及び地元市町村の体制	16
(8) 地域との連携・協働	17
6. 計画の実施その他の事項	18
(1) 計画の実施	18
(2) 計画の見直し	18
(3) 地元市町村の周辺地域における取組	18
7. おわりに	19

## 白神山地世界遺産地域管理計画

### 1. はじめに

白神山地世界遺産地域（以下「遺産地域」という。）のブナ林は、優占度の高さや優れた原生状態の保存、動植物相の多様性で世界的に特異な森林であり、氷河期以降の新しいブナ林の東アジアにおける代表的なものである。

また、様々な群落型、更新のステージを示しつつ存在している生態学的に進行中のプロセスとして顕著な見本となっている。本地域のこうした自然環境は、平成5年（1993年）12月の第17回世界遺産委員会において世界遺産のクライテリア（評価基準）に合致する顕著な普遍的価値を有すると認められ、世界自然遺産に登録された。

このように世界的にも類まれな価値を有する遺産地域の自然環境を人類共有の資産と位置付け、より良い形で後世に引き継いでいくものとする。

## 2. 目的

白神山地の世界自然遺産としての価値をより良い形で後世に引き継いでいくに当たり、極めて多様な価値を有する遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理していくことを目的として、平成7年（1995年）11月に白神山地世界遺産地域管理計画（以下「管理計画」という。）が策定された。管理計画が策定されてから17年が経過し、現状に即した管理を実施するため、改定する。この管理計画は、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する環境省、林野庁、文化庁、青森県及び秋田県（以下「関係行政機関」という。）が「白神山地世界遺産地域科学委員会」（以下「科学委員会」という。）の助言を得つつ、生態系の順応的管理を進めるとともに、地元市町村（青森県鱒ヶ沢町、深浦町及び西目屋村並びに秋田県能代市、藤里町及び八峰町をいう。以下同じ。）等の協力を求めつつ、遺産地域を適正かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進に関する基本的な方針を明らかにする。

### 3. 遺産地域の概要

#### (1) 総説

白神山地は、日本の本州の北部、日本海側の標高約200mから1,250mの山地帯に位置する東アジアで最大の原生的なブナ属 (*Fagus*属) の森林が広がる地域で、約12,000～8,000年前から北日本の丘陵や山地を覆っていた冷温帯ブナ林が残存している。

現在、ヨーロッパ、東アジア、北米大陸に分布するブナ属の森林は、氷期以前の周北極地域 (北極を取り囲む地域) の植生が起源であるとされている。これらの植生が、氷期において周北極地域から分布域を変化させる過程で、東西に広がる山岳地域によって南下を阻まれた結果、現在の北アメリカやヨーロッパにおけるブナ属の森林の多くは植生が単純化している。一方、白神山地を含む日本のブナ林は、氷期において南下を阻まれることなく日本南部に避難していたブナを含む周北極地域起源の植生が晩氷期以降に再び分布を拡大した極相林であることから、第三紀周北極植物群 (約5,000万年前の北極を取り囲む地域の植物群) の多くの要素を含んでいる。

白神山地では、日本海側の内陸部に特徴的で世界的にも稀な多雪環境を反映して、日本固有のブナ (*Fagus crenata*) を単一の優占樹木とした森林を形成し、常緑性のチシマザサに代表される林床植物を含む多様な植物を伴った特有の植物群落が形成されている。

また、白神山地には、老齢林を含む多様な森林環境を必要とするクマゲラなどの希少な鳥類、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンザルなどの大型哺乳類が生息し、これらを始めとした多くの種が相互作用を持ちながら、生態系の構成要素として機能している。

遺産地域は、多雪環境を反映したブナ林と急峻な地形を有した白神山地の中心部に位置しており、人為の影響をほとんど受けることなく、原生的なブナ天然林が大面積にわたって成立してきた地域である。

遺産地域は、その全域が林野庁所管の国有林野である。また、環境省、林野庁、文化庁、青森県及び秋田県により各種保護地域等 (白神山地自然環境保全地域、白神山地森林生態系保護地域、天然記念物、津軽国定公園等の自然公園、国指定白神山地鳥獣保護区、国内希少野生動植物種及び保安林) に指定され、自然環境の保全が担保されている。

#### (2) 位置等

遺産地域は、青森県南西部と秋田県北西部の県境にまたがる北緯40度21分～40度33分、東経140度0分～140度13分に位置し、標高約200mから1,250mの向白神岳に及ぶ山岳地帯で、遺産地域の面積は16,971haである。

関係する町村は、青森県西津軽郡鱒ヶ沢町、深浦町及び中津軽郡西目屋村並びに秋田県山本郡藤里町である。

### (3) 自然環境

#### ア. 地形・地質

白神山地は河川によって開析され、深い溪谷をなした険しい地形となっており、青森県側は岩木川水系の大川（西目屋村）や、赤石川（鱒ヶ沢町）、追良瀬川（深浦町）、笹内川（深浦町）、秋田県側は米代川水系の粕毛川（藤里町）などの河川が、遺産地域を源流部として日本海に注いでいる。

白神山地一帯は隆起地域のため、侵食によってできた急斜面が発達しており、崩壊や地すべりが多く見られるのが特徴となっている。一方、そのような侵食の及んでいない尾根付近は比較的緩やかな傾斜を成しており、青森・秋田県境沿いの秋田県側（藤里町）小岳や二ツ森、青森県側（深浦町）の白神岳、向白神岳など、標高1,000m級の山々が連なっている。

白神山地の地質は、主として9,000万年前（中生代白亜紀）にできた花崗岩類を基盤に、2,000万年～数百万年前頃（新生代第三紀）の堆積岩（凝灰岩、泥岩、砂岩）とそれをつらぬく貫入岩類（地中のマグマが上昇してできた岩。流紋岩、安山岩等）で構成されている。

#### イ. 気候

白神山地は、日本海側の気候に属しており、日本国内でも特に四季の移り変わりが明瞭である。

春は、概ね4月から5月にかけて雪解けとともに新緑が訪れ、動植物の活動が盛んになる。夏は、6月から一気に気温が上昇し9月まで山間部でも高温となる。秋は、急激に気温が低下し、種類の豊富な樹木の紅葉が白神山地全体を彩る。冬は、11月頃から降雪がはじまり、低温で日本海側特有の北西の強い季節風が吹き、白神山地一帯に深い積雪をもたらす。

遺産地域内の楡石山（鱒ヶ沢町）の尾根部（標高615mの地点）での気象観測データ（1999年以降）によると、年平均気温は7.2℃で、最寒月（1月）の平均気温は-4.7℃、最暖月（8月）の平均気温は20.5℃である。1年の半分近くは雪に覆われ、最深積雪の平均は約4mに達する。

#### ウ. 植物

白神山地を代表する植物群落は、我が国の冷温帯における気候的極相であるブナ林である。白神山地のブナ林はイタヤカエデ、オオバクロモジ、タムシバ等が多く混生し、日本海側の典型的なブナ林の植生タイプであるブナ-チシマザサ群集に代表される。また、溪畔や地すべりで形成された崖錐等にはサワグルミ群落広がっており、山麓にはミズナラ群落が出現する。高度1,000m以上の主要尾根付近には低木状のダケカンバやミヤマナラ、アカミノイヌツゲを中心とした風衝型群落がみられ、山頂付近の露岩地などには局所的にハイマツ群落も発達している。この他、上流域の溪谷に面する岩の多い痩せた尾根にはキタ

ゴヨウ群落やクロベ群落が分布している。草本群落としては、白神岳山頂付近の尾根上などを中心に、ゼンテイカ、トウゲブキ、チシマフウロなどからなる高茎草本群落、雪崩斜面などにはタニウツギ-ヒメヤシャブシ群落やオオイタドリ、オオヨモギ、タヌキランなどから成る高茎草本群落などがみられる。さらに、一部の突出した岩石の露頭箇所では、アオモリマンテマやシコタンソウなどで構成される草本群落、溪谷に面した斜面や岩場では、ヒトツバヨモギ、オオヨモギ、フキユキノシタ、オシマオトギリ、クロバナヒキオコシなどで構成される草本群落が発達している。

植物相を構成する種には日本海側の多雪地帯を中心に分布する日本海要素の植物が多く、林内や山頂部の風衝地、崖錘、露頭部の岩礫地等の多様な立地において 540 種以上の多様な植物が確認されている。これらの植物の中には、白神山地の固有変種であるシラガミクワガタや、白神山地を中心とした僅かな地域にしか生育していない準固有種であるアオモリマンテマ、ツガルミセバヤ、オガタチイチゴツナギ等が含まれている。また、クロベ、ウチョウラン、トガクシショウマ、オニシオガマ等の分布限界に近い種やシコタンソウ、シロウマアサツキ、リシリシノブ、チシマフウロ、シナノキンバイ、コミヤマハンショウヅルといった各種の高山植物などの貴重な植物がみられる。

## エ. 動物

白神山地の哺乳類は、これまでに 35 種の生息が確認されており、中でもクロホオヒゲコウモリ、モリアブラコウモリ、コヤマコウモリ等のコウモリ目が多いことが特徴である。確認されている哺乳類の多くはニホンザル、ツキノワグマ、ニホンカモシカを始めとする森林性の種であり、溪流にはカワネズミ等、やや攪乱された開放的な環境にはホンドキツネ、ホンダタヌキ等が生息している。哺乳類のうち、ニホンカモシカは特別天然記念物に、ヤマネは天然記念物にそれぞれ指定されている。

鳥類は、これまでに 94 種の生息が確認されており、特に樹洞に生息する種が多いのが特徴である。ブナ林を始めとする森林では、樹洞で繁殖するコノハズク、ブッポウソウ、クマゲラ等のほか、キビタキ、ゴジュウカラ、クロジ等の様々な森林性鳥類が生息しており、食物連鎖の頂点に位置付けられるイヌワシやクマタカ等の大型猛禽類も生息している。また、溪流にはシノリガモ、カワガラス、アカショウビン等が生息している。鳥類のうち、イヌワシ、クマゲラは天然記念物に指定、イヌワシ、クマタカ、オオタカは国内希少野生動物種に指定されている。

爬虫類は、生息に適した森林や餌動物が多く、ニホントカゲ、タカチホヘビ、シロマダラを含む 9 種が確認されている。

両生類は、落葉広葉樹林であるブナ林に覆われているため、湿り気のある場所や餌になる昆虫などが大変多く、産卵場所にも恵まれており、ハコネサンショウウオ、クロサンショウウオ、カジカガエル、モリアオガエルを含む 13 種が確認されている。

魚類は、全域にエゾイワナ、カジカ大卵型が生息し、一部の河川でスナヤツメ、エゾウ

ガイが確認されている。

昆虫類は、2,200種以上が確認されている。ブナ林には、フジミドリシジミ、ヨコヤマヒゲナガカミキリ等、ブナに依存する昆虫類が生息している。白神山地に固有の昆虫類としては、シラカミメクラチビゴミムシ、シラカミナガチビゴミムシ等が知られている。

#### **(4) 社会環境**

##### **ア. 歴史**

白神山地とその周辺における人の営みの歴史は、縄文時代（旧石器末期から新石器までに相当）にまで遡る。縄文時代の遺跡は、鱒ヶ沢町、深浦町（旧岩崎村）等の海岸段丘上、西目屋村の岩木川沿いの砂子瀬地区を中心に分布している。

鎌倉時代（1185年～）に入ると、幕府の支配が津軽にも及ぶようになり、南北朝期の正平15年（1360年）頃には、根城南部氏が白神山地及びその周辺の目谷郷（現西目屋村）をも支配するようになったとされている。

17世紀後半に入ると弘前藩では山林保護と造林からなる林業政策が整備され、白神山地でも木材生産のための伐採が行われるようになる。

18世紀に入ると、白神山地東側の西目屋地域では尾太鉦山を中心とした銅鉛鉦山が最盛期を迎え、坑道の維持や製錬用としての木材の生産のための伐採が行われるようになる。また、18世紀末、弘前藩では目屋野沢地域（現西目屋村）を流木（ながしぎ＝薪材の呼称）の生産地と位置付け、十箇年廻伐（薪材を伐採する輪伐）のルールを設定して計画的な伐採を行ったとされる。19世紀頃の白神山地の様子は、日本画家である平尾魯僊の「暗門山水観」（現存する絵は、弟子の山形岳泉の写）により描かれており、暗門川流域（現西目屋村）で流木を伐り出す目屋地域の人々の生業の様子を伺うことができる。

20世紀に入ると、当時の農商務省山林局が所管する森林について、国有林野施業案編成規程に基づく施業案の編成が進められ、国有林野として計画的な森林施業が実施されるようになった。

高度経済成長期には、木材需要の増大に対応するため全国的に天然林の伐採が進められ、白神山地では中央部を縦断する「春秋林道」が計画された。これに対し、地域住民等から天然林等に対する保護の要請が高まり、計画は中止された。このように、昭和60年代に入り、原生的な森林生態系の保全など自然保護への配慮が一層求められるようになったこと等を受け、平成2年（1990年）3月には、林野庁が白神山地の中心部の保全と学術的利用などを図る目的で約1万7千haを森林生態系保護地域に設定するとともに、平成4年（1992年）7月には環境庁（現環境省）が自然公園を除く地域を自然環境保全地域に指定した。

その後、平成4年（1992年）10月には世界遺産委員会に推薦書が提出され、平成5年（1993年）12月に屋久島とともに日本初の世界自然遺産に登録された。



## イ. 利用状況

白神山地では、藩政時代以来、木器作りや薪炭生産などの木材利用や食用としての山菜やキノコ類などの利用が盛んに行われてきた。また、鉱物資源の開発も行われ、青森県側では尾太鉱山を中心とする湯ノ沢川沿いの銅鉛鉱山群が知られ、秋田県側でも太良鉛山が繁栄した。一方で、遺産地域を含む白神山地の中心部では、地形が急峻なために、人為による大きな影響は少なく、ブナ林の原生的な状態が保持されてきた。

また、白神山地では 17 世紀から弘前藩領内において「狼荒れ」「熊荒れ」など野生動物と地域住民の生業活動との間で農作物被害や人身事故などの軋轢が生じ、藩の日記に記録されるようになる。そして「またぎ役」と呼ばれる藩の在郷足軽として農民の一部が野生動物に対応する役割として位置づけられるようになった。「マタギ」と呼ばれる伝統的な狩猟文化を継承する狩猟者集団は、農業や山住の杣夫（樵など）を主生業としつつ、秋季から春季までを中心にブナ林の奥に分け入り、ツキノワグマを始めとする野生動物を獲り生活資源あるいは換金資源として活用する狩猟活動を副業として生活してきた。マタギは山の神を信仰し、すべての獲物は山の神の授かりものと考えるなど、独特の自然観により、自然と共生する生活様式を継承し、また、そうした歴史的な経験の蓄積によって醸成されてきた独自の知識体系を有して現在に至っている。加えて、薬草利用を含む山菜やキノコの採集活動も近世初頭（16 世紀）の古文書記録から確認でき、その持続的な山野の資源利用が広範におよんでいたことを裏付けている。

現在では、白神山地の恵みを基盤とした伝統的な生活様式に基づく利用を残しつつも、観光、自然探勝、登山等の利用が主体となっている。

ただし、遺産地域内については、世界自然遺産登録による知名度の上昇に伴う入山者の増加による自然環境への影響が懸念されたため、地域住民や利用者、有識者、行政が加わった場での議論を経て、一部地域を除き、立入りが制限されている。

現在の遺産地域及びその周辺への入山者数は概ね年間 5 万人前後とみられている。

## 4. 管理の基本方針

### (1) 管理の目標

世界自然遺産登録時に評価された白神山地の顕著な普遍的価値（クライテリア：生態系）である東アジア最大のブナ林とその生態系を、将来にわたって保全していくことを目標とする。

このため、人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、各種制度に基づき厳正な保護を図るとともに、必要に応じて外来種対策等の能動的な管理を行うこととする。また、管理を行うに当たっては科学的知見やモニタリング結果等を踏まえつつ、順応的に行うこととする。

クライテリア (ix) (生態系) :

陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や生物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

### (2) 管理体制

遺産地域の管理に当たっては、関係行政機関と地元市町村の連絡調整の場として「白神山地世界遺産地域連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。関係行政機関は相互に緊密な連携・協力を図るとともに、地元市町村の協力を得つつ、一体となって遺産地域の適正かつ円滑な管理を行う。また、遺産地域の管理を効果的に実施するためには、地元の理解と協力の増進が不可欠であることから、関係行政機関及び地元市町村は、関係団体及び地元住民等との連携を図る。

連絡会議は、科学的なデータに基づく順応的な管理に必要な助言を得るため、学識経験者による科学委員会を設置する。

### (3) 地域区分による管理

遺産地域を、①特にすぐれた植生を有し、また、人為の影響をほとんど受けていない核心的な地域（以下「核心地域（A地域）」という。）、②核心地域の周辺部の緩衝帯としての役割を果たす地域（以下「緩衝地域（B地域）」という。）の2種類の管理区分に分け、この管理区分に沿って管理を行う。

管理区分の面積

核心地域（A地域）	10,139 ha
緩衝地域（B地域）	6,832 ha
計	16,971 ha

#### ア. 核心地域（A地域）

核心地域（A地域）は、人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、工作物の新築や土石の採取など、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等

特別の事由がある場合を除き、各種保全制度に基づき厳正に規制する。当該地域は、その全域が森林生態系保護地域の保存地区、大部分が自然環境保全地域の特別地区及び野生動物保護地区、一部が国定公園の特別保護地区として保護されている。

また、今後とも本地域の良好な自然環境を保全するため、既存の歩道を利用した登山等を除き本地域への立入りを制限する。なお、制限の態様については、入り込みの状況、科学委員会からの助言、地元の意見等を踏まえたものにする。

#### **イ. 緩衝地域（B地域）**

緩衝地域（B地域）は、現状の保全を図ることを基本とし、必要に応じ、一定の行為を規制する。特に、核心地域（A地域）の自然環境に影響を及ぼす行為については、厳正に規制する。当該地域は、その全域が森林生態系保護地域の保全利用地区、大部分が自然環境保全地域の普通地区、一部が国定公園の特別保護地区又は特別地域、県立自然公園となっている。

## 5. 管理の方策

### (1) 生態系の保全

#### ア. 基本的な考え方

遺産地域が有する原始性、生物多様性及び優れた自然景観を将来にわたって保全するため、これらの基盤となる生態系の構造と機能を維持する。

原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとし、特定の生物や人為的活動等が生態系に著しく悪影響を及ぼす可能性がある場合には、これら特定の生物等の影響の緩和や生物多様性の維持等に有効な対策を講じていくものとする。

また、遺産地域の生態系は多種多様な生物種により構成されており、こうした複雑で将来予測が困難な生態系については、順応的管理を行う必要がある。このため、関係行政機関は地元市町村、大学・研究機関、その他の学識経験者などと連携して遺産地域のモニタリングを推進し、適正な管理を行う。

#### イ. 遺産地域における保護制度等

##### (ア) 自然環境保全地域

「自然環境保全地域」は、優れた自然環境を維持している地域など一定の要件を満たす区域のうち、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣が「自然環境保全法」に基づき指定し管理する地域である。

同法に基づき、平成4年(1992年)7月、白神山地の中心部の地域が「白神山地自然環境保全地域」に指定された。本地域には、特に保全を図るべき土地の区域である「特別地区」が指定されており、工作物の新築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採などの行為は、環境大臣の許可が必要とされている。これと同一の地域が「野生動植物保護地区」に指定されており、保護対象となっている108種類の植物の採取、損傷が禁止されている。これらの地区は、すべて遺産地域の核心地域(A地域)に含まれている。

特別地区以外の地域は「普通地区」であり、一定規模以上の工作物の新築、土地の形質の変更等の行為について環境大臣への届出が必要とされている。普通地区は、すべて遺産地域の緩衝地域(B地域)に含まれている。

##### (イ) 自然公園(国定公園、県立自然公園)

「自然公園」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として「自然公園法」に基づき指定される公園であり、自然環境保全地域を除く遺産地域は「国定公園」、「県立自然公園」のいずれかに指定されている。

本遺産地域には、環境大臣が同法に基づき指定し、青森県知事が管理している「津軽国定公園」(昭和50年(1975年)3月指定)と、青森県知事が条例に基づき指定し管理して

いる「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」（昭和56年（1981年）7月指定）、及び秋田県知事が条例に基づき指定し管理している「秋田白神県立自然公園」（平成16年（2004年）8月指定。旧きみまち坂藤里峡県立自然公園。）が含まれている。津軽国定公園には、公園の保護及び利用上重要な地域であって工作物の新築や木竹の伐採、環境大臣が指定する植物の採取等の行為は県知事の許可が必要とされている「特別地域」、及び公園の核心的部分を厳正に保護する地域であって工作物の新築や木竹の伐採、植物の採取等に加え、動物の捕獲等、落葉落枝の採取やたき火なども県知事の許可が必要とされている「特別保護地区」が指定され、それぞれの地種区分に応じて規制されている。両県立自然公園には特別地域が指定され、同様の規制が行われている。

### （ウ）森林生態系保護地域

「森林生態系保護地域」は、我が国の森林帯を代表する原生的な天然林が相当程度まとまって存在する地域を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業管理技術の発展、学術研究等に資することを目的としている。本地域は、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき計画的に国有林野の管理経営を行う中で、地域ごとの具体的な管理経営の計画策定に係る細部事項を定めた「国有林野管理経営規程」により策定された「国有林野施業実施計画」に基づき設定し管理する地域である。

本制度に基づき、平成2年（1990年）3月に白神山地の中心部の地域が「白神山地森林生態系保護地域」に設定された。「保存地区」は、最も原生的状況を呈する林分で、森林生態系の厳正な維持を図る地区であり、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねることとしている。「保全利用地区」は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす地区であり、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとしている。

遺産地域は、全域が森林生態系保護地域と重複しており、その保存地区が本計画の核心地域（A地域）と、保全利用地区が緩衝地域（B地域）と一致している。

### （エ）天然記念物

「天然記念物」は、動植物（生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む。）、地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。また、「天然記念物」のうち特に重要なものを「特別天然記念物」に指定することができる。

遺産地域に生息する動物のうち、カモシカ（ニホンカモシカ）が特別天然記念物に、ま

た、クマガラ、イヌワシ、ヤマネの3種が天然記念物に指定されている。

天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは文化庁長官の許可が必要である。

#### **(オ) 鳥獣保護区**

「国指定鳥獣保護区」は、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から、鳥獣の保護のため重要と認める区域について、環境大臣が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて指定する区域である。

同法に基づき、平成16年(2004年)3月、遺産地域と重複する地域が「国指定白神山地鳥獣保護区」に指定され、狩猟が禁止されている。

#### **(カ) 国内希少野生動植物種**

「国内希少野生動植物種」は、本邦に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定するものである。

遺産地域に生息する動物のうち、オオタカ、イヌワシ、クマタカが「国内希少野生動植物種」に指定されており、捕獲、殺傷、譲渡し等が禁止されている。

#### **(キ) 保安林**

「保安林」は、水源のかん養、土砂の流出の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、「森林法」に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が指定する森林である。

遺産地域の全域が農林水産大臣が指定する水源かん養保安林である。

当該保安林における立木の伐採や土地の形質の変更等の行為については、都道府県知事の許可が必要である。

#### **(ク) 禁止区域(水産動植物の採捕)**

「禁止区域」は、水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法に基づき遺産地域に関する各内水面漁業協同組合が、「第5種共同漁業権遊漁規則」及び「第5種共同漁業権行使規則」により指定する区域である。

### **ウ. 生態系の保全・管理**

遺産地域には、白神山地を代表するブナ林のほか、多様な植物群落が成立しており、それを基盤として様々な動物が生息している。

これらの多様な生態系を包含する遺産地域は、その全域が国有林野であり森林生態系保護地域に設定されているほか、大部分が自然環境保全地域、一部が自然公園に指定されて

いる。関係行政機関は、これらの保全制度に基づき、専門家等と連携・協力を図りながら、多様な生態系を一体的に保全・管理する。

遺産地域に生育する植物については、遺産地域が自然環境保全地域、森林生態系保護地域、自然公園及び保安林に指定・設定されていることから、その全域において各種開発行為や樹木の伐採、アオモリマンテマ、ミツモリミミナグサ等の希少種を始めとした植物の採取等が規制されている。

遺産地域に生息する動物については、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、イヌワシ、クマタカ、クマゲラなど行動圏の広い哺乳類や鳥類から、特定の環境に依存する中小型の哺乳類や鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類などを含む多種多様な野生動物の生息地の保全を図るため、生態系本来の構造と機能を維持することを基本として、文化財保護法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の各種保全制度に基づき管理する。なお、遺産地域全域が鳥獣保護区に指定されており、鳥獣の狩猟が禁止されているほか、魚類については、遺産地域内のすべての河川が、漁業権を有している各漁業協同組合により採捕の禁止区域に指定されている。

なお、遺産地域内では木材生産を目的とする森林施業は行わないこととし、緩衝地域及び遺産地域に接続する周辺の国有林に含まれる人工林においては、関係団体等と連携し、スギ人工林の広葉樹林化等の自然再生活動を実施する。この他、野生動物や植物の花粉、種子等は遺産地域の内外に関係なく移動するため、遺産地域に生息・生育する動植物が遺産地域外からの影響を受けるおそれがある場合には、関係行政機関は関連する地域の市町村と連携・協力し、実態の把握に努めるとともに、影響を防ぐための方策を検討する。特に生態系に多大な影響を及ぼすこととなる外来種やニホンジカの侵入、遺産地域周辺における他地域の個体群を用いた植樹や放流といった遺伝子攪乱の防止に配慮する。

また、遺産地域内に生息が確認されているイヌワシ、クマタカ、クマゲラといった希少種は、遺産地域内外での個体群の交流もあることから、関係行政機関は関連する地域の市町村と連携・協力し、周辺地域も含めた広域的な視点からの生息域等の保全に努める。

なお、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンカモシカ等についても遺産地域内外にまたがって行動する場合があります。人間生活との軋轢が生じる場合もあることから、必要に応じて周辺地域と連携し、青森県及び秋田県が定める鳥獣保護事業計画を踏まえつつ、適正な管理を行う。

## エ. 気候変動等への対応

現状では、遺産地域としての価値を損なうような生態系への大きな問題は顕在化していないが、地球温暖化等の気候変動、外来種・病害虫の侵入、イノシシ・ニホンジカ等の従来生息していなかった動物の侵入、酸性降下物等については、関係行政機関が地元市町村や地域の関係者からの協力を得ること等により情報の把握に努め、自然の価値を損ねる危機・予兆現象の早期発見に努める。また、モニタリングを通じて収集されたデータ及び生

態学的知見については、科学委員会の助言を得て、科学的な評価に基づき具体的な対策等を検討する。

特に地球温暖化については、白神山地のブナ林生態系全般に大きな影響を及ぼすおそれがあり、将来的にはブナ林の生育に適した区域が減少するとの予測があることを踏まえ、ブナ林の動態の経年変化を十分にモニタリングしていく。また、それ以外の多種多様な群落においても同様の注意を払いつつ、モニタリングを実施する必要がある。

## **(2) 遺産地域の適正な利用**

### **ア. 基本的な考え方**

遺産地域内については、核心地域（A地域）及び緩衝地域（B地域）の2種類の管理区分に沿って適正な利用を図る。核心地域（A地域）では、既存の歩道を利用した登山等を除き立入りを制限することとし、植生等への悪影響が生じないよう適正な利用に誘導する。緩衝地域（B地域）では、各種制度の趣旨に反しない範囲において、森林の文化・教育的利用、簡易な森林レクリエーションの場、優れた自然とのふれあいの場として利用することができるものとする。なお、遺産地域内での狩猟、魚釣りについては、関係法令等により原則禁止とされている。

### **イ. 利用の適正化**

遺産地域内の観光、自然探勝、登山等の利用については、世界遺産としての価値を将来にわたって損なうことのないよう、関係行政機関及び地元市町村は、関係団体と連携して、白神山地の入山者への利用マナーの周知及び普及を図るとともに、必要に応じて適正な利用に誘導する。

遺産地域周辺の林道のうち、核心地域（A地域）への立入りに関して影響を及ぼす可能性のあるものについては、一般車両の通行を制限する。

また、利用の適正化を図るため、関係行政機関は、巡視活動時に核心地域（A地域）への立入状況や違法行為等の状況を確認するとともに、入山者数の動向とそれに伴う生態系への影響を把握するためのモニタリングを行う。巡視活動やモニタリングの結果を踏まえ、過剰利用等により生態系への影響が見られた場合やそのおそれがある場合には、利用の適正化に向けた調整を検討する。

### **ウ. エコツーリズムの推進**

世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくため、入山者が白神山地の自然環境とその保護の重要性についてより一層理解を深められるよう、緩衝地域（B地域）及び遺産地域周辺地域において体験型のプログラムに基づく利用を推進する。

エコツーリズムの推進に当たっては、地域に暮らす人たちの知恵や技術を活かしながら、野外での自然解説や展示施設での解説等を行う人材の育成及び利用プログラムの構築と実



践に向けて取り組んでいく。また、自然解説等を行う際に、利用に伴う自然環境への悪影響が生じることのないように配慮するためのガイドラインを関係行政機関と地元市町村が関係団体等の協力を得て作成し、持続可能な利用と保全の両立を図っていく。

### **(3) 巡視活動**

関係行政機関は、遺産地域の管理の一環として、遺産地域における違法行為の防止と入山者のマナー向上を促進するため、地元市町村と共同で巡視活動を実施する。

また、これを補完するため、民間のボランティアに巡視を委嘱する。

司法警察員としての資格を有する森林管理署職員等については、違法行為の取締を迅速に行うため、効果的に巡視活動を行うとともに、違法行為発見時における捜査と関係機関との連絡体制の強化を図っていく。

関係行政機関は、ボランティア巡視員や地元市町村の参加・協力を得つつ、効果的・効率的な巡視活動が行われるよう、合同パトロール等の機会を通じて情報共有するなど、抑止効果等の検証に努める。

巡視活動の実施に当たっては、連絡会議において作成している「白神山地世界遺産地域巡視マニュアル」を活用し、関係団体や地域住民等の参加・協力を得て、効果的に行う。また、巡視活動を行った結果については、連絡会議において開催する巡視員会議等に情報提供を行う。

### **(4) 生態系の保全に配慮した施設整備・管理**

遺産地域の管理及び適正な利用のために必要な施設の整備については、世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくために、必要最小限の規模とする。

標識等の管理施設の整備が必要な場合には、各種制度に基づき、景観に配慮したデザインとし、関係行政機関と地元市町村は種類、配置、デザイン等の統一化を進めるとともに、工事の過程や整備後の管理においても自然環境への影響を及ぼさないよう配慮する。

### **(5) 環境教育、情報の発信と普及啓発**

遺産地域の保全・管理や適正な利用を推進するためには、入山者や地域住民等の理解と協力を得ることが重要である。このため、遺産地域で評価された特異な生態系のほか、これらの基盤としての自然、歴史、文化等について、幅広く環境教育・普及啓発活動を行うとともに、情報の発信等を行う。

また、登山等の利用に伴う遺産地域の生態系への影響の軽減や安全で持続可能な利用を図るため、白神山地における利用のルールやマナーの普及啓発を行う。

具体的には、関係行政機関及び地元市町村は、以下の取組を積極的に行う。

①白神山地の自然等に関するセミナー、児童・学生等を対象とした森林教室や自然体験活動、ガイド事業者を対象とした研修会等の開催等を通じて環境教育を推進する。

- ②保護意識の普及啓発のため、各主要施設やイベント等の場において、展示物、案内板、ホームページ、パンフレット、映像等を効果的に活用し、国内外への情報の発信に努める。
- ③利用に関するルールやマナーについて、巡視活動や各主要施設での解説等の機会を通じて、登山者や一般観光客に対して普及啓発を行う。

なお、これらの取組を効果的に推進するため、関係行政機関及び地元市町村は連絡会議を通じて情報の共有化に努める。

## **(6) 調査研究・モニタリング**

遺産地域を科学的知見に基づき順応的に管理していくため、関係行政機関は、地元市町村、大学・研究機関、その他の学識経験者等と連携・協力して、効果的な調査研究・モニタリングによる科学的知見の集積に努める。また、科学委員会の助言を得つつ、遺産地域の管理に必要なモニタリングの目標、実施項目、管理指標を設定した「白神山地世界遺産地域モニタリング計画」に基づき、長期的なモニタリングを実施する。実施したモニタリングの成果は、環境省白神山地世界遺産センター西目屋館に集約し、公開可能なものについては広く一般にも情報提供しつつ、遺産地域の適正な管理に活用する。さらに、関係行政機関以外の機関が実施した調査についても、当該実施機関とのデータの共有などについて積極的に協力を依頼する。

## **(7) 関係行政機関及び地元市町村の体制**

関係行政機関及び地元市町村は、白神山地の適正な保全・管理の推進を図るために設置された連絡会議を通じて連絡調整を行い、科学委員会との連携、情報共有を図りつつ、上記(1)～(6)の事項について遺産地域の効率的・効果的な管理を進める。

### **ア. 環境省（東北地方環境事務所）**

西目屋自然保護官事務所及び藤里自然保護官事務所において、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区の管理等を行う。

### **イ. 林野庁（東北森林管理局）**

津軽森林管理署及び米代西部森林管理署において、森林生態系保護地域の国有林野の保全・管理を行う。

また、藤里森林生態系保全センター及び津軽白神森林生態系保全センターにおいては、関係団体と連携し、自然再生活動や森林環境教育を行う。

### **ウ. 文化庁（青森県教育委員会・秋田県教育委員会）**

青森県文化財保護課及び秋田県文化財保護室において、文化財保護法に基づき天然記念物の管理を行う。

## **エ. 青森県**

各担当課において、国定公園及び県立自然公園の保全・管理、野生生物の保護管理、保安林としての管理を行う。

## **オ. 秋田県**

各担当課において、県立自然公園の保全・管理、野生生物の保護管理、保安林としての管理を行う。

## **カ. 鱒ヶ沢町・深浦町・西目屋村・能代市・藤里町・八峰町**

各担当課において、遺産地域の保護と適正な利用に向け、各行政区における自然保護業務、野生生物の保護管理、エコツーリズムの推進、環境対策、文化財の管理等に努める。

### **(8) 地域との連携・協働**

関係行政機関及び地元市町村は、地域との連携・協働を推進するため、連絡会議において連絡調整を図るとともに様々な機会を通じて、関係団体や地域住民等の意見を幅広く聴きつつ、遺産地域の適正な管理を行う。また、その結果については積極的な情報の発信等により、情報の共有に努める。

さらに、遺産地域の関係団体や地域住民等の積極的な参加・協力を得ることにより、地域との連携・協働による遺産地域の保全や適正な利用を推進する。

## **6. 計画の実施その他の事項**

### **(1) 計画の実施**

遺産地域の適正な保全・管理が遂行されるよう、関係行政機関及び地元市町村は、管理計画記載の各事項を円滑に実施する。

また、管理計画では記載のない遺産地域の利用方針の細部にわたる取扱いや個別の課題、今後の管理のあり方については、本管理計画を基に、必要に応じ科学委員会の助言、地元関係者等の意見を聴きつつ、適宜連絡会議において確認していくものとする。

### **(2) 計画の見直し**

管理計画は、自然環境のモニタリング結果や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。その際には、広く意見を聴き、科学委員会からの助言を得つつ、連絡会議において検討する。

### **(3) 地元市町村の周辺地域における取組**

遺産地域の保全・管理を充実させていくためには、遺産地域の周辺地域も含めて、環境保全に配慮した生活スタイル・生産活動を普及・浸透させていくことが効果的である。地元市町村やその周辺市町村では、ゴミの減量化、省資源・リサイクル、美化清掃、低公害車の導入、地域の子供たちを対象とした環境学習や自然体験活動の推進等、身近な生活環境を保全し、自然と共生する地域を形成していくための様々な取組を行ってきている。今後は、地域の環境意識をより一層高めつつ、白神山地と地域の繋がりを意識した豊かな地域づくりを積極的に推進していく。

## 7. おわりに

白神山地は、東アジア最大の原生的なブナ属の森林が広がる地域であり、その独特の成立過程や日本海側独特の気象条件などから、世界的にも特異な生態系が成立している。

我々には、先人の意志を引き継ぎ、白神山地を人類共有の財産として後世に引き継いでいく責務があることも忘れるべきではない。

保全・管理を担う関係行政機関及び地元市町村の連携・協力はもちろんのこと、関係団体や地域住民等多くの人々の積極的な参加・協力を得て、世界遺産地域の自然が、より輝きを増していくように、様々な取組を進めるものとする。